

# 会 議 録

(所管課) 庶務課

会議の名称	第2回富士見市国民保護協議会
開催日時	平成18年12月14日(木) 午後2時00分～午後3時20分
開催場所	富士見市役所 本庁舎1階 全員協議会室
出席者氏名	<p>(会長) 富士見市長 浦野 清</p> <p>(委員) ※代は代理          依田 昭(代)      高杉 孝治      前田 雄一(代)          渡部 実(代)      渋谷 義衛      赤坂 勲          長嶋 亘      宇塚 一文      奥村 敬一          長嶋 義雄      奥村 一夫      岩崎 信夫          鈴木 満      抜井 功      加治 隆          工藤 徳芳      稲山 幸雄      富沢 栄二          篠田 毅      伊藤 利明      星野 信吾          齊藤 隆浩      倉原 政善</p> <p>(事務局)          北村 総務部次長兼庶務課長          土屋 課長補佐                      平 主任                      海野 主任</p>
欠席者氏名	<p>(委員) 関根 正行</p>
傍聴人数	0人
会議次第	別紙1のとおり
会議資料	別紙2 第2回富士見市国民保護協議会資料一覧 別紙3 答申書(写)
会議録の承認	<p>平成19年1月10日</p> <p>富士見市国民保護協議会 会長 _____ 浦野 清 _____</p>

発 言 者	会 議 内 容 (要 旨)
<p><b>開 会</b> 司 会 (庶務課長)</p> <p><b>議事第 1 号</b> 土屋課長補佐</p> <p>北村庶務課長</p> <p><b>意 見</b> 委 員</p> <p><b>応 答</b> 北村庶務課長</p> <p><b>質 疑</b> 委 員</p> <p><b>応 答</b> 北村庶務課長</p> <p><b>意 見</b> 委 員</p> <p><b>意 見</b> 委 員</p>	<p><b>会議の公開及び会議録作成の委員への了承</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では審議会等の会議は原則公開であることから、本協議会においても傍聴席を用意した。</li> <li>・事務局にて発言要旨を記録し会議録を作成のうえ、市政情報コーナー等にて閲覧可能とする。 (上記 2 点について、委員全員から了承を得る)</li> </ul> <p><b>富士見市国民保護計画 (原案) について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配布資料 1 及び 2 に基づき説明 (意見・質疑無し)</li> <li>・配布資料 3 及び 4 に基づき説明</li> </ul> <p>・資料編 8 ページの (2) 自衛隊の連絡先に、富士見市を担当する陸上自衛隊第 3 2 普通科連隊の連絡先を入れてほしい。</p> <p>・承知した。</p> <p>・埼玉県国民保護計画では、放射性同位元素の管理体制について記述をしている。富士見市国民保護計画原案の中ではその記述がされていないようだが、支障は無いのか。</p> <p>・本市には、該当する施設が無いため記述をしていない。県には事前相談で確認しているので、その旨了承いただきたい。</p> <p>・補足説明として、埼玉県内には放射性同位元素を使用している医療機関や研究所等が 1 8 0 箇所あるが、富士見市内には存在しない。</p> <p>・地球上のあらゆる物質は原子からできているが、その中に同位元素というものも存在する。その同位元素の中でも放射線を出すものを放射性同位元素と呼び、アイソトープとも呼ばれている。このようなものを扱う施設が富士見市には無いということ。</p>

発 言 者	会 議 内 容 (要 旨)
<p>質 疑 委 員</p> <p>応 答 北村庶務課長</p> <p>議事第2号 会 長(富士見市長)</p> <p>答申書作成 会 長(富士見市長)</p> <p>事務連絡 平主任</p> <p>閉 会</p>	<p>・資料編の中で、各種関係機関の連絡先等が掲載されており、中には本社の連絡先が掲載されているものもある。他の自治体の資料編では、コールセンターの連絡先を掲載しているところもあるようだが、この資料編は誰でも見ることができるようになるのか。どのように取り扱うのか。</p> <p>・あくまでも自治体等が国民保護の対応時に連絡を取るものと考えている。</p> <p><b>富士見市国民保護計画（案）の答申について</b></p> <p>・本日の審議に基づき、富士見市国民保護計画（原案）を一部修正したものを、本協議会としての富士見市国民保護計画（案）として答申してよいか。（委員からの異議無し）</p> <p>・答申書朗読のうえ会長による署名</p> <p><b>事務連絡</b></p> <p>①今後のスケジュール</p> <p>・本日答申の富士見市国民保護計画（案）をもって、埼玉県に12月中に事前協議を行い、2月に正式協議を行う予定。埼玉県知事の下承により、正式に計画策定となる。同計画を平成19年3月議会にて報告予定。</p> <p>②富士見市国民保護協議会の運営</p> <p>・計画の変更を行う際は、政令で定める軽微な変更を除き、協議会への諮問が必要となる。協議会を開催する際は委員に通知する。</p> <p>（上記2点について意見・質疑無し）</p>

## 第2回富士見市国民保護協議会次第

平成18年12月14日  
全員協議会室午後2時～

1 開 会

2 議 事

(1) 富士見市国民保護計画（原案）について

(2) 富士見市国民保護計画（案）の答申について

3 事務連絡

4 閉 会

## 第 2 回富士見市国民保護協議会資料一覧

- 1 富士見市国民保護協議会委員からの意見及び市の考え方 (資料 1)
- 2 富士見市国民保護計画 (原案) についての  
パブリックコメントの結果及び意見に対する市の考え方 (資料 2)
- 3 富士見市国民保護計画 (原案) 改正部分新旧対照表 (資料 3)
- 4 富士見市国民保護計画原案における各機関・団体の役割 (資料 4)

富士見市長 浦野 清 様

富士見市国民保護計画案について（答申）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条第3項の規定により下記のとおり答申します。

記

富士見市国民保護協議会は、平成18年10月23日、富士見市長から、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条第3項の規定に基づき、富士見市国民保護計画策定について、諮問を受けました。

当協議会では、富士見市国民保護計画原案の内容を慎重に審議し、パブリックコメント等による市民の意見を踏まえて、一部修正のうえ、別紙「富士見市国民保護計画案」のとおり策定すべきものと結論にいたりました。

平成18年12月14日

富士見市国民保護協議会

会 長 浦 野 清